

岩手県告示第 1108 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成 18 年 12 月 8 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 九戸郡洋野町種市第 27 地割字川尻 76 の 55
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため